

㊦ 丸梅株式会社

(2007年版)

【はじめに】

本書は、平成 19 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載事項について】

1. 会社の概況

「会社の沿革」	当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
「会社の目的」	定款に記載された当社の目的を記載しています。
「事業の内容」	当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
「財務の概要」	平成 19 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
「主要株主名」	所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
「役員 の 状況」	当社の役員 の 氏名、主要略歴等を記載しています。
「従業員 の 状況」	当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」	当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
「当社及び当業界を取巻く環境」	内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
「営業の経過及び成果」	当社の平成 18 年度における業績について記載しています。
「対処すべき課題」	当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
「受託業務管理規則」	当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額 (※)}}{\text{リスク額 (※)}} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額 (※)}}{\text{資本金額}} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額 (※)}} \times 100$$

(※「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額 (※)}} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名 丸梅株式会社
代表者名 代表取締役社長 乙守 哲郎
所在地 東京都中央区日本橋兜町7番2号
電話番号 03-3664-8751(代)

② 会社の沿革

当社は、昭和38年7月に有価証券の委託販売を主な目的として設立された株式会社であり、その後昭和41年10月に梅原米穀株式会社より穀物商品取引業務に関する営業権を譲り受け、同年12月から商品仲買人（現商品取引員）として営業しております。

年 月	概 要
昭和38年7月	●東京都中央区日本橋兜町二丁目14番地において、有価証券の委託売買を主な目的として、資本金800万円で「丸梅株式会社」を設立
昭和41年10月	●資本金を1,250万円に増資
昭和41年11月	●東京穀物商品取引所仲買人としての営業を行うために定款の営業目的を変更 ●資本金を5,000万円に増資
昭和41年12月	●東京穀物商品取引所 仲買人 に加入
昭和43年6月	●資本金を5,500万円に増資
昭和44年6月	●資本金を6,000万円に増資
昭和45年6月	●資本金を7,200万円に増資
昭和46年1月	●東京穀物商品取引所 取引員 として主務官庁より許可を受ける
昭和46年6月	●資本金を8,000万円に増資
昭和47年6月	●資本金を10,000万円に増資
昭和56年3月	●東京砂糖取引所（現東京穀物商品取引所）会員加入
昭和57年2月	●東京金取引所（現東京工業品取引所）会員加入
昭和59年3月	●本社を東京都中央区日本橋茅場町二丁目17番9号に移転
昭和61年7月	●資本金を9,000万円に減資
平成12年2月	●本社を東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番1号に移転
平成12年3月	●株式会社フジトミが当社の株式48.85%を取得
平成14年1月	●東京工業品取引所 貴金属市場 会員脱退
平成14年5月	●株式会社フジトミが当社の株式50.00%を取得し同社の連結対象子会社となる
平成14年9月	●株式会社フジトミが当社の株式100.00%を取得
平成15年3月	●本社を東京都中央区日本橋兜町7番2号に移転
平成16年1月	●中部商品取引所（現中部大阪商品取引所） 石油市場 における取引の受託業務許可を受ける
平成17年4月	●資本金を30,000万円に増資
平成17年10月	●中部商品取引所（現中部大阪商品取引所） 鉄スクラップ市場 における取引の受託業務許可を受ける
平成19年2月	●中部大阪商品取引所 鉄スクラップ市場 受託会員脱退

③ 会社の目的

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

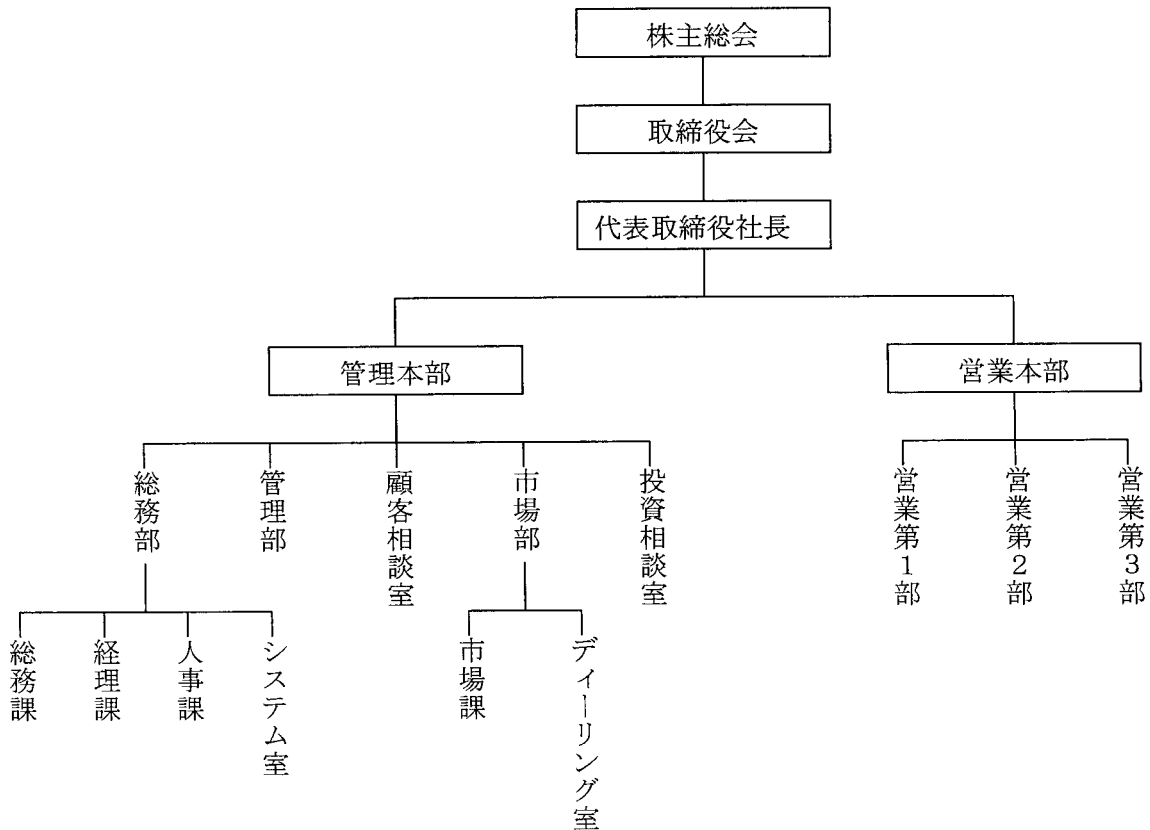
1. 商品取引所法に基づく商品先物市場における上場商品（商品指数、オプションを含む）の
売買、取次及び受託業務
2. 商品投資販売業務及び商品投資顧問業務
3. 外国為替取引業務
4. 金融先物取引業務
5. 有価証券の保有及び売買
6. 次の物品の売買、輸出入業務
イ.農産物、砂糖、コーヒー豆及びゴム
ロ.金、銀、白金、パラジウム等の貴金属
ハ.銅、アルミ及び鉄スクラップ等の金属
ニ.原油及びガソリン、ナフサ、灯油、軽油等の石油製品
7. 不動産の取得及びその利用
8. 前各号に付帯する一切の業務

(注) 上記のうち_____線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号：農林水産省「指令 17 総合第 34 号」経済産業省「平成 17・04・05 商第 3 号」)

取引所名	市場名	農産物	石油	上場品目名
東京穀物商品取引所		○		・小豆 ・一般大豆 ・とうもろこし ・アラビカコーヒー生豆 ・ロブスタコーヒー生豆 ・Non-GMO 大豆 ・大豆ミール ・生糸 ・野菜
中部大阪商品取引所			○	・ガソリン ・灯油 ・軽油

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都中央区日本橋兜町7番2号	03-3664-8751

⑥ 財務の概要

決算年月 平成 19 年 3 月期

(a) 資本金	300,000千円
(b) 純資産額 ※1	1,201,683千円
(c) 総資産額	3,364,758千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	922,683千円 (789,377千円)
(e) 経常利益	160,705千円
(f) 当期純利益	102,256千円

※1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 250,000株 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社 フジトミ	250千株	100%
計	250千株	100%

⑨ 役員の状況

役名及び 職名	氏名 生年月日	所有 株式数
代表取締役 社長	乙守 哲郎 昭和19年1月31日	千株 なし
常務取締役	上田 勤 昭和26年12月3日	なし
取締役	神田 正満 昭和36年9月15日	なし
取締役	新保 健一郎 昭和5年7月16日	なし
取締役 (非常勤)	細金 鉦生 昭和9年12月28日	なし
監査役 (非常勤)	石崎 實 昭和11年1月2日	なし

⑩ 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従 業 員 数	44 人	35 人	9 人	27 人	17 人
平 均 年 齢	33.3 才	35.3 才	25.5 才	32.7 才	34.2 才
平均勤続年数	4.7 年	5.3 年	2.3 年	5.6 年	3.2 年
外 務 員 数	32 人	30 人	2 人		

2. 営業の状況

① 営業方針

当社は、「お客様に商品先物取引に係るすべてのサービスを誠実に提供する企業を目指す」との企業理念のもと、お客様との接点を大切にする「対面営業」を第一と考え、主力取扱商品である石油並びに農産物の需給動向や国際商品に多大な影響を与える為替動向の情報収集に努めております。また外務員の資質向上の為、ライフプラン全般にわたってアドバイスができるようファイナンシャルプランナーの資格取得を奨励しております。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当会計年度における我が国経済は、戦後最長の景気拡大期である「いざなぎ景気」を11月に抜き、12月発表の日銀短観においても、大企業の景況感は依然改善基調が続いている事が確認されております。輸出も、世界経済の拡大を背景に増加を続け、民間の設備投資は高水準で業種に広がりを見せており、住宅投資も底堅く、景気は安定した拡大基調をたどっていると考えられております。また、企業の人手不足感の強まりから、今後は、賃金上昇圧力も次第に高まり、個人消費の回復につながるものとみられます。

一方、商品先物取引の業界は、一昨年5月の改正商品取引所法の施行を受けて行為規制の強化で取引が減少する中で商品取引員の経営が悪化する事になり、取引所の合併などを含めた組織の再編等が相次ぐ厳しい状況となりました。

当社の主力商品であります東京穀物商品取引所農産物市場におきましては、5月以降出来高が大幅に減少するなど厳しい状況になりましたが、新興生産国の台頭による供給面の構造的変化や経済成長の著しい中国、インドなどの輸入動向の量的質的变化、環境問題への配慮等による米国を中心としたエネルギーの代替燃料としてのバイオ、エタノール需要の急増が見込まれる事に加え、オーストラリアの大干ばつ等によって、秋頃からとうもろこし、大豆等に動意が出始め、特にとうもろこしは同取引所開所以来の高値まで付け、出来高も逐次盛り返しております。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

委託売買高は、486,691枚（前期比53.2%増）となり、受取手数料は、789,377千円（前期比41.7%増）となりました。

(2) 売買損益部門

商品先物取引自己売買業務は133,306千円の売買益でした。市場別では農産物市場が128,916千円、石油市場が4,389千円、鉄スクラップ市場が0千円の売買益となっております。

これらの結果、当会計年度の業績は営業収益922,683千円（前年比75.4%増）、経常利益160,705千円、当期純利益102,256千円となりました。

来期も全社一丸となり、全力を尽くす所存であります。

事業年度における受取手数料及び売買損益は、次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第 44 期
		(自 平成 18 年 4 月 1 日) (至 平成 19 年 3 月 31 日)
商品先物取引		
農産物市場		769,263
石油市場		19,973
鉄スクラップ市場		140
合 計		789,377

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第 44 期
		(自 平成 18 年 4 月 1 日) (至 平成 19 年 3 月 31 日)
商品先物取引		
農産物市場		128,916
石油市場		4,389
鉄スクラップ市場		0
その他の売買損益		0
合 計		133,306

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期 別 内 訳	第 44 期		
		(自 平成 18 年 4 月 1 日) (至 平成 19 年 3 月 31 日)		
		委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
農産物市場		466,908	112,444	579,352
石油市場		19,683	9,084	28,767
鉄スクラップ市場		100	0	100
合 計		486,691	121,528	608,219

④ 対処すべき課題

わが国の先物市場は改正商品取引所法の施行などを経て、現在飛躍的な発展に向けて変革が進められております。また、金融先物取引法制定に係る国会審議において商品先物取引の勧誘の在り方が取り上げられ不招請勧誘禁止に言及した付帯決議がなされるなど商品先物業界のコンプライアンス体制の一層の整備が求められているところであります。

当社といたしましても、今後とも厳しい企業環境が予想されるなかで、投資家の皆様の幅広いニーズに答え、的確かつ積極的な対応を図るため、人材育成の強化、顧客サービスの充実を進めております。さらにコンプライアンス重視の姿勢を徹底し、財務活動の充実、コスト管理の徹底などと併せて、経営管理体制の一層の強化を進めてまいり所存でございます。

⑤ 受託業務管理規則

第1条（目的）

この規則は、委託者に対して誠実かつ公正な受託業務を遂行し、もって委託者保護に資することを目的としてその適正な運営及び管理について必要な事項を定める。

第2条（管理担当班組織）

当社は、受託業務に係わる管理体制を明確にするため、管理部を主体として、管理担当班を配置する。

2. 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の総括調整を行うため、総括管理責任者を置く。

3. 総括管理責任者及び管理担当班責任者は、次の者がその任にあたる。

(1) 総括管理責任者は管理担当役員とする。なお不在の際の措置として、管理担当班責任者を副責任者と定める。

(2) 管理担当班責任者は管理部副部長以上とする。なお一時的な不在の際の措置として管理部課長代理以上の者がこれに対応する。

第3条（管理担当班の職務）

当社は、受託業務に係わる運営についての責任体制を明確にするため、次のとおり管理担当班の職務を定める。

(1) 総括管理責任者

① 本規則に定める管理措置の遂行状況及び遵守状況を確認し決裁を行う。また必要に応じて管理担当班責任者並びに営業部門責任者に対して指導・勧告を行うものとする。

② 前号の状況を定期的に取り締役に報告し、改善を要する事項がある場合は取締役会に具申し、具体的な改善措置を講ずるものとする。

(2) 管理担当班責任者

① 「口座設定申込書」及び「顧客カード」に基づく顧客の選別管理及び適合性の審査による受託の適否の決定並びに保管整備。

② 委託者の資金力・取引経験等、適格性の審査からみて不相応と判断される取引の抑制。

③ 商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係わる取扱い要領に基づく審査。

④ 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の把握及び営業部門に関する指導。

⑤ 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置。

⑥ 取引内容に異常な兆候が認められた場合の迅速適切な措置。

⑦ 「残高照合回答書」及び「お取引のアンケート」等の申出事項による迅速な対応、並びに指導。

⑧ 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応及び今後の苦情再発防止のための指導。

⑨ 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入防止措置。

⑩ 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置。

⑪ その他、委託者の保護育成に必要と認められる事項。

第4条（勧誘行為及び取引意思の確認）

当社は、次の各号に該当する勧誘行為を行わないこととし、また、取引意思の確認を行うものとする。

- (1) 顧客の迷惑な時間帯を考慮し、原則として午後10時から午前7時までの間は勧誘を行わないこととする。
- (2) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような勧誘を行わないこととする。
- (3) 委託を行わない旨の意思表示（勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示を含む）を明確にされた者に対して、勧誘を継続し、又はその後の勧誘を行わないこととする。
- (4) 顧客の意思に反しての長時間（3時間を目安とする）にわたる勧誘や誤解を招く勧誘及び顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘は行わないこととする。
- (5) 勧誘に先立って顧客に会社の商号、登録外務員の氏名、商品先物取引についての勧誘であること等の告知をした上で、顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認することとする。
- (6) 勧誘拒否者に対する再勧誘を防止するため、勧誘拒否の申し出があった際には、即時に発信禁止リストに勧誘拒否者を登録し、発信規制が制御可能なシステムを使用する。
- (7) 取引意思を確認するための手続きについては、第6条適合性の審査の定めに従って講ずるものとする。
- (8) 本条(4)から(6)の各段階における委託者の意思を確認したこと等について、登録外務員は顧客の意思表示の内容等を記録した書面を作成し（外務員日誌・管理者日誌）3年間保存する。ただし、取引に至らなかった顧客については不要とする。

第5条（商品先物取引不適格者の参入防止）

当社は、次の各号に該当する者に対しては、いかなる事由があろうとも商品先物取引の委託の一切の勧誘及び受託を行わないこととする。

- (1) 未成年者・成年被後見人・被保佐人及び精神障害者・被補助人・知的障害者・認知障害者
 - (2) 母子家庭該当者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (3) 長期療養者・長期入院患者等これに準ずる者及び随時連絡のとれない者
 - (4) 破産者で復権を得ない者
 - (5) 商品取引をするために借入れを行う者
2. 当社は、次の各号に該当する者に対しては、適合性の原則に照らして不相当と認められるので、原則として勧誘及び受託は行わないこととする。但し、次項に掲げる要件を満たす場合にあってはこの限りでない。
- (1) 恩給・年金・社会保険給付金等により主に生計を維持する者で、年金等の収入が収入全体の過半を占めている者
 - (2) 自宅治療者等医療費が収入の一定額を占めている者
 - (3) 専業主婦等一定の所得を有しない者
 - (4) 高齢者（70歳以上）
 - (5) 年間の総収入が500万円に満たない者
 - (6) 社会経験の乏しい30歳未満の若年者
 - (7) 「投資可能金額」を超える取引証拠金を必要とする取引を行なおうとする者
 - (8) その他商品先物取引を行う適格性に欠けていると認められる者

3. 前第2項各号に該当する場合の例外の要件は以下のとおりとする。
- (1) 本則第5条第2項第1号から第3号及び第5号については、顧客が申告した投資可能金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明できる場合。
 - (2) 本則第5条第2項第4号については、当該顧客が職業を有しており、一定の収入がある者、または投資可能金額が全損しても生活に支障のない資金であることの証明があること。直近3年間に延べ90日以上の商品先物取引を行うのにふさわしい十分な投資経験があると認められること及び商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確且十分に理解している場合。
 - (3) 本則第5条第2項第6号については、充分な資産の裏付けがあると共に、商品先物取引の仕組み・リスクについて理解していることが証明できる場合。
 - (4) 本則第5条第2項第7号については、商品先物取引に習熟していると客観的に判断できること、及び資産状況が確認できる具体的な記載及び変更しようとする投資可能金額が、顧客の生計に影響の及ぼさない額であることを確認できる旨の申出書の提出がある場合。
 - (5) 上記第1号から第4号の例外的要件の各号については、顧客本人の自書により自らが適合性原則に照らして原則として不相当と認められる対象者であることを理解していると共に、例外の要件を満たすことについて確認している旨の書面による申告があり、総括管理責任者が正当な理由があると認めた場合に限るものとする。
4. 前第2項第5号及び第6号に該当する委託者にあつては、原則として当初初回の建玉時に預託する取引証拠金等の額を、投資可能金額の3分の1または300万円のいずれか低い金額までに制限するものとする。
5. 前第1項各号に該当しない者であっても、管理担当班責任者がその者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

第6条（適合性の審査）

当社は、商品先物取引不適格者の参入を防止するとともに、参入する者の適合性を的確に判断するため、次の各号に定める要項により、審査を行うものとする。

- (1) 担当外務員は、勧誘の適否の判断のため、顧客に係わる「見込客カード」を作成し、管理担当班責任者の審査を受けることとする。
 - (2) 勧誘段階及び審査において適合性を有しないと判断される顧客に関しては、直ちに勧誘を中止すること。
 - (3) 管理担当班責任者は、見込客カードの審査の結果、商品先物取引を行うのに不適格と認められた者に対しては勧誘を行わないよう担当外務員に指示することとする。
 - (4) 担当外務員は、新規委託者からの受託にあたって、顧客から適合性の審査のために把握すべき顧客の属性情報が具体的に記載された「口座設定申込書」の提出を受け、審査のため管理担当班責任者に提出するものとする。
- ① 「口座設定申込書」（顧客が直接記入する）の記載事項は以下のとおりとする。
- 1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、自宅住所
 - 2) 職業（無職の場合は前職）、勤務先、勤務先住所
 - 3) 資産状況、年収、住居の状態、投資可能金額（損失を被っても生活に支障のない金額）
 - 4) 商品先物取引の経験、株式取引の経験、その経験年数及び時期

- 5) 商品先物取引アンケート
- 6) 個人情報の利用目的について
- 7) その他必要と認める事項
- 8) 個人名義口座の本人確認書類は公的機関による証明書とし、その写しの提出を受けるものとする。

②前号3)における「投資可能金額」とは、顧客が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金（法第217条第1項第1号に規定する取引証拠金等をいい、相場の変動等によって追加的に預託が必要な追証拠金その他の種類の証拠金）の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額をいう。また既に商品先物取引によって、損失（評価損失も含む。）及び手数料並びに手数料に係わる消費税（以下「損失額」という。）が発生している場合には、顧客が当初届け出た投資可能金額から当該損失額等を控除した額を当該顧客の投資可能金額とする。なお、登録外務員は、この旨を顧客にわかり易く説明しなければならない。

③登録外務員は、顧客による「口座設定申込書」の記載に際して、顧客を誘導してはならない。

- (5) 担当外務員は、前号に基づき「口座設定申込書」の提出を受け、それに基づく「顧客カード」を自ら作成し、管理担当班責任者に提出するものとする。また、顧客の属性情報等に変更があった場合は、新たに顧客カードを提出するものとする。
 - (6) 管理担当班責任者は、「顧客カード」の記載内容及び「商品先物取引についての理解度確認書」において委託者の適格性を精査し、特に「投資可能資金額」が顧客の資産及び収入に照らし合わせて整合性があることを審査し、「受託審査に係る調書」を作成し、総括管理責任者に提出する。
 - (7) 総括管理責任者は、最終審査者として必要書類等の精査を行い、その所見（受託の適否の理由及びその根拠）を顧客カードに記載するとともに、受託の適否の判断を行うものとする。
 - (8) 適合性の審査が終了する前に約諾書の差入れを受けたり、取引証拠金等の受理又は取引の受託を行わないものとする。
2. 顧客カードの写しは、全てこれを第2条第2項に定める総括管理責任者のもとに備え付けるものとする。
 3. 顧客カードは、管理部が取引終了後10年間保存するものとする。

第7条（勧誘の際の説明義務）

商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、「商品先物取引—委託のガイド」及び「受託契約準則」を交付し次に掲げる事項を十分説明するとともに、商品先物取引の投機的本質について危険開示を行い、顧客の判断と責任において取引を行うものであることを了知させるものとする。

- (1) 商品先物取引は、現物の取引と異なり、取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場変動によるハイリスク・ハイリターン取引であることや、相場が何円変動したら、いくら利益、損失が出る旨を計算例で示し具体的に説明する。
- (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあることを説明する。
- (3) 取引証拠金等に関する事項について、相場の変動等によって追加的に預託する追証拠金等を含む、商品先物取引の担保として預託が求められる全ての種類の証拠金について、その発生する仕組みも含めて説明する。

- (4) 委託手数料に関する事項について、取引の損益に加えて委託手数料がかかること及び委託手数料は売り、買い双方の取引に必要か否か、さらに電子取引や大口取引等において異なる手数料体系を採用している場合の概要について説明する。
 - (5) 禁止行為に関する事項について、禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨について、顧客に理解できるよう分かりやすく説明する。
 - (6) その他商品取引所法施行規則第 104 条に定める事項について、同様に説明する。
 - (7) 相場の変動によって追証が発生することや、思惑と逆に行った時の対処方法について別紙により説明する。
2. 説明義務の履行にあたっては、まず、(1) と (2) の事項について説明した上で、顧客が理解していることを書面にて確認するものとし、その確認後に (3) から (6) の事項について説明し、顧客が説明内容を理解していることを書面にて確認するものとする。

第 8 条（委託者の保護育成措置）

当社は、商品先物取引に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験のない委託者または商品先物取引の経験の浅い委託者並びにこれと同等と判断される委託者については 3 ヶ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 委託者に対し、第 7 条に定める説明を行うことにより商品先物取引についての十分な理解と認識を求めること。
- (2) 取引にあたっては、特に取引証拠金及び損失の発生についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引についてはこれを抑制する等の措置を講ずるものとする。
- (3) 新規委託者に対して以下の基準に区別して取扱うものとし、①以外は経験者として扱わないものとする。
 - ①商品先物取引の経験が直近の 3 年以内に延べ 90 日以上ある者
 - ②商品先物取引経験者（上記①の要件を満たさぬ者）
 - ③株式・債券等の信用取引・各種先物取引経験者
 - ④株式・債権・転換社債・投資信託等の現物取引経験者
 - ⑤取引未経験者（貯蓄目的の国債・金融債・中国ファンド・MMF 等の購入者、社内持株会の積立を含む）
- (4) 商品先物取引に対する理解度を判定するため下記の項目についてアンケート調査を 2 回行う。
 - ①第 1 回目のアンケートの結果、未だ理解が充分でないと思われる委託者については、再度説明を行う。
 - 1) 「商品先物取引－委託のガイド」の内容についての理解
 - 2) 商品先物取引の損益発生仕組み及び損益計算方法の理解
 - 3) 取引証拠金の性格及び取引追証拠金の計算方法の理解
 - 4) 値幅制限についての理解
 - ②第 2 回目のアンケートで、未だ理解が充分でないと思われる委託者については、受託枚数の抑制等適切な措置を講ずることとする。
- (5) 上記に掲げるもののほか、商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係わる取扱いについては、別に定める「商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係わる取扱い要領」

によるものとする。

第9条（取引本証拠金の額）

取引本証拠金の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2. 取引本証拠金の額等に係わる社内責任者として総括管理責任者を定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

第10条（不正資金流入防止措置）

当社は、次の各号に該当する者の受託にあたっては、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 銀行・農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で直接、または間接的に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
 - (2) 国・地方公共団体その他公益機関の直接に金銭、有価証券等の取扱者
 - (3) (1) 以外の民間企業等において直接に金銭、有価証券等の取扱を行う者
2. 前項各号に該当する委託者にあつては、預託時に当該資金が自己資金である旨を申述する直筆書面（「自己資金申出書」）の提出を求めるものとする。
 3. 第1項各号に該当する委託者の差引入金額（総入金額－総出金額）が、口座設定申込書に本人が記載した資産状況（金融資産）を超えたときは、当該委託者の資金について調査を開始する。調査にあつては、前述の基準を超過した部分の資金の性格や資金の出所を、当該委託者より直接聴取することとする。なお調査に関する記録を作成し、これを10年間保存するものとする。
 4. 調査は、管理部（管理担当班等）があたるものとし、営業部はこれを協力するものとする。
 5. 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、直ちに決済するよう要請するとともに、その後の預託は不正資金の有無に係わらず受託しないものとする。

第11条（建玉制限）

当社は、取引所の市場管理要綱に定める建玉制限について、必要に応じて書面により通知する。

2. 取引所の定める市場管理要綱とは別途に、当社は委託者から受託する枚数に制限を設けることがある。但し、制限を設けた場合には委託者にその主旨をよく説明し、理解を得た上で、取引に参加させるものとする。

第12条（委託者の疑義等の解明努力）

当社は、委託者からの取引等に係わる疑義、相談等についての対応は、顧客相談室が行うものとする。

2. 顧客相談室は、取引経緯等の記録の充実、整備により、積極的に委託者からの疑義の解明にあたるとともに関係資料の提示等により早期に疑義の払拭を行うものとする。

第13条（違反者に対する懲戒）

本規則に違反した者に対しては、当社が設置する受託業務指導委員会に諮り、これを懲戒する。但し、当該違反者は、同委員会に出席して弁明することができる。

第14条（広告・宣伝に係わる措置）

広告・宣伝に係わる経営上の責任を明確にするため、社内管理責任者を管理担当役員とし、その実施に先立って社内審査を行うものとする。

第15条（その他の管理措置）

本規則で定める措置のほか、法令諸規則の遵守、会社リスク管理の向上等の観点から必要と考えられる管理措置を規定し、社内管理の充実を図るものとする。

第16条（受託業務管理規則の制定及び改正）

受託業務管理に係わる経営上の責任を明確にするため、本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行うものとする。

第17条（日本商品先物取引協会への届出）

本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

附則

この規則は平成14年04月01日より施行

平成15年06月06日一部改訂

平成16年11月01日一部改訂

平成17年05月01日一部改訂

平成17年08月18日一部改訂

平成18年11月29日一部改訂

商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係わる取扱要領

当社は、受託業務管理規則第 8 条第 5 号に基づき、商品先物取引の経験のない新たな委託者からの取引の受託を行うにあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の資質、資力等を考慮した上で、相応の建玉枚数の範囲内において受託を行うよう、次の事項を遵守するものとする。

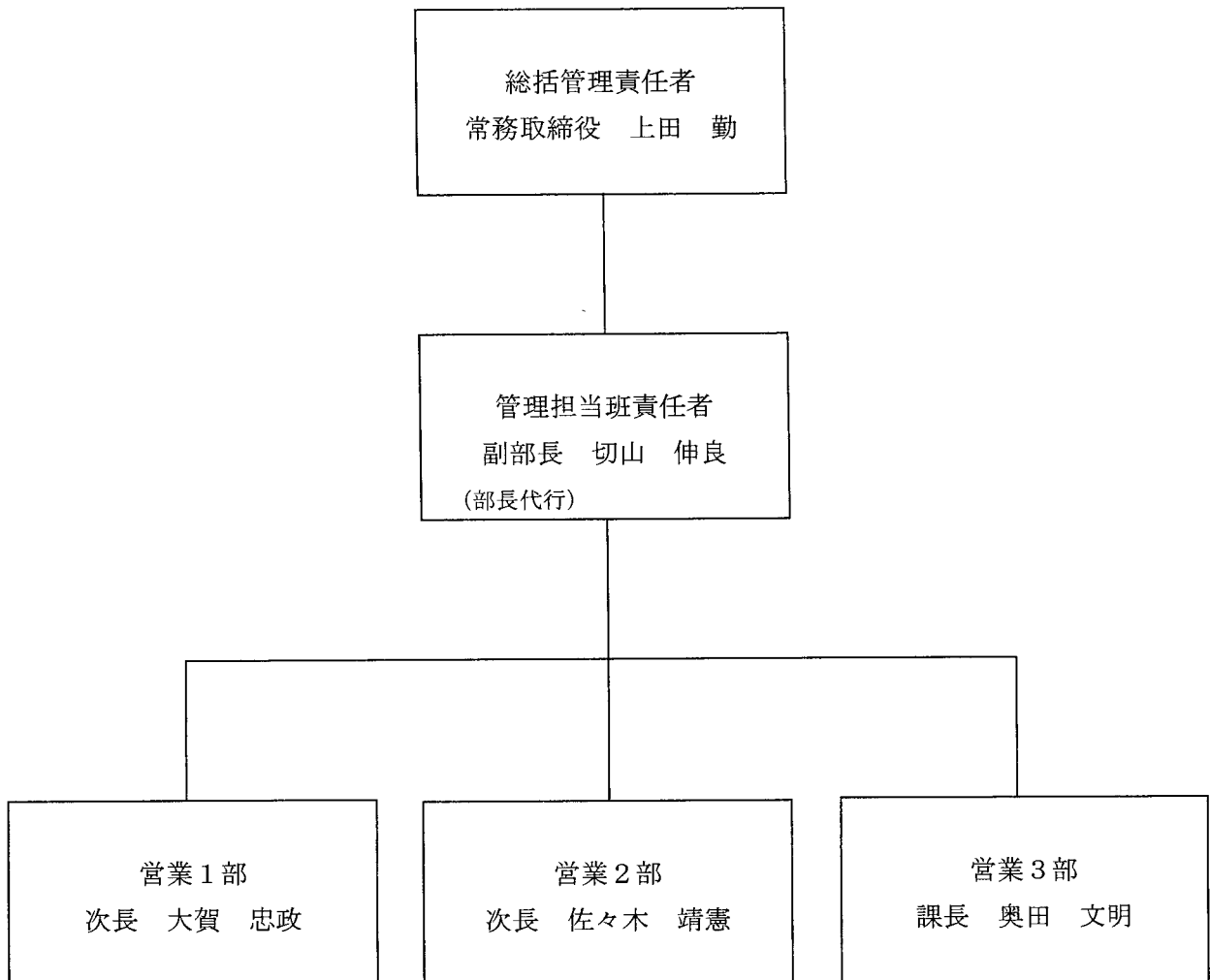
1. 当社は、直近の 3 年以内に延べ 90 日間以上の商品先物取引の経験のない者を未経験者と定め、取引開始から 3 ヶ月間の習熟期間における取引量を投資可能金額の 3 分の 1 までに制限するものとする。
2. 未経験者から習熟期間中に投資可能金額の 3 分の 1 を超える取引を希望する旨の申し出があった場合には、以下の要件を満たす場合であって、総括管理責任者が許可した場合に限り、当該取引を受託できるものとする。
 - (1) 委託者から、商品先物取引の経験のない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及び例外の要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告があること。
 - (2) 委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できること。
3. 商品先物取引の未経験者に対する習熟期間（3 ヶ月）の取引制限の解除に係わる最終審査は、総括管理責任者が行うものとする。ただし、以下の要件を満たす場合に限る。
 - (1) 「お取引についてのアンケート No1」（ファックスも可）の提出があること。
 - (2) 直近の残高照合回答書 1 通の提出があること。
 - (3) 受託契約準則第 11 条第 2 項に定められた要件に係る取扱いの申出書の提出があること。
 - (4) 上記 2 の規定に基づく許可を受けた委託者にあつては、この限りではない。

附則

この取扱要領は平成 17 年 05 月 01 日から施行

平成 18 年 11 月 29 日一部改訂

管理担当班組織図



⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
35名	23名	24名	34名

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
220名	147名	266名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成 18 年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	5	4	0	0	1
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	5	4	0	0	1

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異義、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	0	0	0	0	0
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異義、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

(1) 平成 18 年度中の係争

今年度中における訴訟は、委託者が当社の不法行為で損害を被った等の理由により当社に対して訴訟を提起したものが 2 件あり、平成 19 年 3 月 31 日現在の係争中の訴訟は 1 件です。

訴訟件数	判決	和解	係争中
2 件	0 件	1 件	1 件

(2) 平成 18 年度中の判決

- 当社の元顧客が、当社の不法行為により、約 2,700 万円の損害を被ったとする損害賠償請求訴訟（平成 17 年 8 月 3 日提訴）について、平成 18 年 4 月 21 日、裁判所の勧告を受け入れて損金の約 45%相当額を和解金として支払うことで和解しました。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表

丸梅株式会社

(平成19年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,122,997,254	流動負債	2,028,138,035
現金預金	991,878,167	未払金	3,063,388
委託者未収金	2,534,030	未払消費税等	15,817,000
前払費用	6,461,868	未払法人税等	3,834,957
保管有価証券	8,162,400	未払費用	36,870,323
差入保証金	1,760,000,000	預り金	9,920,615
先物取引差金(委託)	241,245,700	預り委託証拠金	1,958,631,752
繰延税金資産(短)	28,598,339		
未収入金	20,365,443	固定負債	134,937,570
未収収益	13,751,307	退職給付引当金	25,588,990
委託者保護基金預託金	50,000,000	役員退職慰労引当金	109,348,580
固定資産	241,761,628	特別法上の準備金	33,528,775
有形固定資産	11,327,094	商品取引責任準備金	33,528,775
器具及び備品	11,327,094		
無形固定資産	18,873,000		
のれん	5,375,000		
ソフトウェア	13,498,000		
投資その他の資産	211,561,534		
投資有価証券	31,519,000		
出資金及び加入金	11,200,000		
長期未収債権	10,125,438		
長期差入保証金	108,726,104		
長期貸付金	912,072		
長期前払費用	2,071,450		
繰延税金資産(長)	57,069,265		
会員権	2,000,000		
貸倒引当金	△12,061,795		
		負債合計	2,196,604,380
		純資産の部	
		株主資本	1,168,154,502
		資本金	300,000,000
		利益剰余金	868,154,502
		利益準備金	22,500,000
		その他の利益剰余金	845,654,502
		別途積立金	800,000,000
		繰越利益剰余金	45,654,502
		純資産合計	1,168,154,502
資産合計	3,364,758,882	負債・純資産合計	3,364,758,882

② 損益計算書

損 益 計 算 書
 平成 18 年 4 月 1 日から
 平成 19 年 3 月 31 日まで

丸梅株式会社

(単位：円)

科目	金額	
営業収益		
受取手数料収入	789,377,400	
売買損益	<u>133,306,300</u>	922,683,700
営業費用		
販売費及び一般管理費	<u>762,957,892</u>	<u>762,957,892</u>
営業利益		159,725,808
営業外収益		
受取利息	264,893	
受取配当金	430,000	
有価証券売却益	202,352	
その他の営業外収益	<u>93,321</u>	990,566
営業外費用		
貸倒引当金繰入	<u>10,805</u>	<u>10,805</u>
経常利益		160,705,569
特別利益		
商品取引責任準備金戻入	895	
貸倒引当金戻入	<u>379,904</u>	<u>380,799</u>
税引前当期純利益		161,086,368
法人税・住民税及び事業税		525,557
法人税等調整額		<u>58,304,604</u>
当期純利益		102,256,207

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

平成 18 年 4 月 1 日から
平成 19 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利 益 剰 余 金		利益剰余 金合計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成 18 年 3 月 31 日 残高	300,000	-	-	22,500	800,000	△56,601	765,898	1,065,898
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立								
剰余金の配当								
役員賞与の支給								
当期純利益						102,256	102,256	102,256
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	102,256	102,256	102,256
平成 19 年 3 月 31 日 残高	300,000	-	-	22,500	800,000	45,654	868,154	1,168,154

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成 18 年 3 月 31 日 残高	-	-	1,065,898
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立			
剰余金の配当			
役員賞与の支給			
当期純利益			102,256
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	-	-	102,256
平成 19 年 3 月 31 日 残高	-	-	1,168,154

④ 個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 売買目的有価証券 市場価格に基づく時価法
- ② 満期保有目的債券 償却原価法
- ③ その他有価証券
 - 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法

④ 保管有価証券は商品取引所法施行規則第 39 条の規定により(株)日本商品清算機構が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の 85%
社債(上場銘柄)	額面金額の 65%
株券(一部上場銘柄)	時価の 70%相当額
倉荷証券	時価の 70%相当額

⑤ 保管借入有価証券は借入時の価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

株券(上場銘柄)	借り入れた日の前日の終値
公社債券	額面金額

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法
器具及び備品 3～15年

無形固定資産 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用 均等償却をしております。

(4) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

① 貸倒引当金

債券の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、財務内容評価法により回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税の会計処理

税抜き方式を採用しております。

(会計方針の変更)

当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号 平成 17 年 12 月 9 日) 及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年 12 月 9 日) を適用しております。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 1,168,154 千円 であります。

2. 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 21,762 千円
2. 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

イ. 担保資産

担保資産の内訳

現金及び預金 100,000 千円

ロ. 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

保管有価証券 8,162 千円

ハ. 分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は 96 千円であります。

なお、同法施行規則第 98 条の規程に基づく委託者資産保全措置額は 50,000 千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 当期末日における発行済の数 250,000 株
2. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
平成 19 年 5 月 24 日開催予定の第 44 回定時株主総会において次にとおり付議いたします。
 - ・配当金の総額 10,000 千円
 - ・1株当たりの配当額 40 円
 - ・基準日 平成 19 年 3 月 31 日
 - ・効力発生日 平成 19 年 5 月 25 日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主なもの

貸倒引当金	2,689 千円
賞与引当金	8,778 千円
退職給与引当金	9,875 千円
役員退職給与引当金	44,504 千円
商品取引責任準備金	13,646 千円
繰越欠損金	17,433 千円
その他	2,496 千円
繰延税金資産小計	99,421 千円
評価性引当額	△13,754 千円
繰延税金資産合計	85,667 千円

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	4,672 円 62 銭
1株当たり当期純利益	409 円 02 銭

⑦ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額÷リスク額×100]	1,417
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額÷資本金額×100]	400
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本÷資本金額×100]	389
(d) 自己資本比率 [自己資本÷総資産額×100]	34
(e) 修正自己資本比率 [自己資本÷総資産額×100]	70
(f) 負債比率 [負債合計額÷純資産額×100]	180
(g) 流動比率 [流動資産額÷流動負債額×100]	153

平成18年4月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の種類	加入商品取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物商品取引所	35	10	309	289	344	299	25	0	519	199	544	199
一般大豆	東京穀物商品取引所	85	45	1,154	989	1,239	1,034	40	0	292	214	332	214
とうもろこし	東京穀物商品取引所	387	337	5,014	4,626	5,401	4,963	75	25	2,579	2,594	2,654	2,619
アロピカ コーヒー生豆	東京穀物商品取引所	329	284	2,279	1,787	2,608	2,071	45	0	1,342	993	1,387	993
ロブスタ コーヒー生豆	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO 大豆	東京穀物商品取引所	967	707	18,496	18,507	19,463	19,214	515	255	6,854	2,576	7,369	2,831
大豆ミール	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガソリン	中部商品取引所	1,774	1,849	698	1,058	2,472	2,907	0	0	332	127	332	127
灯油	中部商品取引所	946	831	911	738	1,857	1,569	40	0	161	247	201	247
軽油	中部商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄スクラップ	中部商品取引所	0	0	50	50	50	50	0	0	0	0	0	0
合計		4,523	4,063	28,911	28,044	33,434	32,107	740	280	12,079	6,950	12,819	7,230

平成18年5月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の種類	加入商品取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物商品取引所	3	28	338	521	341	549	0	0	342	205	342	205
一般大豆	東京穀物商品取引所	165	205	1,160	1,026	1,325	1,231	0	0	393	181	393	181
とうもろこし	東京穀物商品取引所	1,472	1,268	3,753	3,720	5,225	4,988	254	0	2,836	2,818	3,090	2,818
アラビカコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	1,234	989	2,388	2,073	3,622	3,062	290	0	1,760	1,096	2,050	1,096
ロブスタコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO大豆	東京穀物商品取引所	3,145	3,155	16,937	18,122	20,082	21,277	550	300	5,605	2,512	6,155	2,812
大豆ミール	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガンリン	中部商品取引所	64	64	574	613	638	677	0	0	371	205	371	205
灯油	中部商品取引所	137	157	478	357	615	514	20	0	230	195	250	195
軽油	中部商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄スクラップ	中部商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		6,220	5,866	25,628	26,432	31,848	32,298	1,114	300	11,537	7,212	12,651	7,512

平成18年6月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の種類	加入商品取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物商品取引所	147	147	483	747	630	894	60	60	255	382	315	442
一般大豆	東京穀物商品取引所	201	181	1,637	1,616	1,838	1,797	67	47	410	177	477	224
とうもろこし	東京穀物商品取引所	1,805	2,059	4,319	5,075	6,124	7,134	133	133	2,194	2,932	2,327	3,065
アラビカコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	1,046	1,300	1,555	2,026	2,601	3,326	173	137	1,260	1,067	1,433	1,204
ロブスタコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO大豆	東京穀物商品取引所	3,330	3,563	20,937	22,622	24,267	26,185	160	143	4,308	2,900	4,468	3,043
大豆ミール	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガンリン	中部商品取引所	45	45	506	719	551	764	0	0	195	242	195	242
灯油	中部商品取引所	113	93	683	679	796	772	40	0	154	115	194	115
軽油	中部商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄スクラップ	中部商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		6,687	7,388	30,120	33,484	36,807	40,872	633	520	8,776	7,815	9,409	8,335

平成18年7月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の種類	加入商品取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物商品取引所	251	246	745	808	996	1,054	35	30	125	315	160	345
一般大豆	東京穀物商品取引所	369	389	1,060	1,122	1,429	1,511	94	94	430	259	524	353
とうもろこし	東京穀物商品取引所	1,120	1,001	3,804	4,331	4,924	5,332	122	3	1,670	2,935	1,792	2,938
アラビカコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	879	915	2,134	2,219	3,013	3,134	100	100	1,111	1,003	1,211	1,103
ロブスタコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO大豆	東京穀物商品取引所	2,028	2,045	11,453	10,995	13,481	13,040	400	400	4,754	2,888	5,154	3,288
大豆ミール	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガンリン	中部商品取引所	6	6	467	332	473	338	0	0	305	217	305	217
灯油	中部商品取引所	10	50	303	300	313	350	0	0	185	143	185	143
軽油	中部商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄スクラップ	中部商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		4,663	4,652	19,966	20,107	24,629	24,759	751	627	8,580	7,760	9,331	8,387

平成18年8月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の種類	加入商品取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物商品取引所	77	82	620	409	697	491	0	0	206	185	206	185
一般大豆	東京穀物商品取引所	326	228	1,193	1,442	1,519	1,670	317	219	275	353	592	572
とうもろこし	東京穀物商品取引所	1,062	1,181	3,475	3,321	4,537	4,502	92	92	1,933	3,044	2,025	3,136
アラビカコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	738	611	2,194	1,730	2,932	2,341	172	45	1,045	473	1,217	518
ロブスタコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO大豆	東京穀物商品取引所	2,277	1,837	12,356	12,789	14,633	14,626	1,063	623	3,465	2,032	4,528	2,655
大豆ミール	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガンリン	中部商品取引所	0	0	269	413	269	413	0	0	210	266	210	266
灯油	中部商品取引所	80	80	432	400	512	480	0	0	227	153	227	153
軽油	中部商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄スクラップ	中部商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		4,560	4,019	20,539	20,504	25,099	24,523	1,644	979	7,361	6,506	9,005	7,485

平成18年9月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の種類	加入商品取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物商品取引所	110	85	670	612	780	697	110	85	175	96	285	181
一般大豆	東京穀物商品取引所	541	629	1,619	1,360	2,160	1,989	10	0	462	281	472	281
とうもろこし	東京穀物商品取引所	732	842	4,324	5,001	5,056	5,843	55	165	1,159	2,947	1,214	3,112
アラビカコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	482	614	582	1,237	1,064	1,851	55	60	568	651	623	711
ロブスタコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO大豆	東京穀物商品取引所	3,829	3,923	12,563	10,892	16,392	14,815	446	100	4,348	1,244	4,794	1,344
大豆ミール	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガンリン	中部商品取引所	205	175	479	790	684	965	30	0	123	490	153	490
灯油	中部商品取引所	235	205	528	329	763	534	30	0	403	130	433	130
軽油	中部商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄スクラップ	中部商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		6,134	6,473	20,765	20,221	26,899	26,694	736	410	7,238	5,839	7,974	6,249

平成18年10月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の種類	加入商品取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物商品取引所	205	230	207	213	412	443	120	120	138	65	258	185
一般大豆	東京穀物商品取引所	249	259	1,761	1,731	2,010	1,990	46	46	445	234	491	280
とうもろこし	東京穀物商品取引所	1,643	1,790	6,775	6,541	8,418	8,331	119	376	1,261	2,815	1,380	3,191
アラビカコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	287	267	173	86	460	353	45	30	589	585	634	615
ロブスタコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO大豆	東京穀物商品取引所	2,831	2,293	13,893	13,216	16,724	15,509	884	0	5,025	1,244	5,909	1,244
大豆ミール	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガンリン	中部商品取引所	90	120	403	327	493	447	0	0	108	399	108	399
灯油	中部商品取引所	91	160	307	286	398	446	0	39	441	147	441	186
軽油	中部商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄スクラップ	中部商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		5,396	5,119	23,519	22,400	28,915	27,519	1,214	611	8,007	5,489	9,221	6,100

平成18年11月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の種類	加入商品取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物商品取引所	240	240	208	290	448	530	120	120	211	220	331	340
一般大豆	東京穀物商品取引所	184	184	1,376	1,262	1,560	1,446	0	0	489	164	489	164
とうもろこし	東京穀物商品取引所	1,541	1,430	5,138	5,556	6,679	6,986	202	348	1,222	3,194	1,424	3,542
アラビカコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	234	249	245	290	479	539	90	90	477	518	567	608
ロブスタコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO大豆	東京穀物商品取引所	2,708	3,489	10,510	11,419	13,218	14,908	123	20	3,828	956	3,951	976
大豆ミール	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガソリン	中部商品取引所	15	15	267	143	282	158	0	0	140	307	140	307
灯油	中部商品取引所	78	39	261	502	339	541	0	0	236	183	236	183
軽油	中部商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄スクラップ	中部商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		5,000	5,646	18,005	19,462	23,005	25,108	535	578	6,603	5,542	7,138	6,120

平成18年12月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の種類	加入商品取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物商品取引所	402	332	546	260	948	592	200	130	452	175	652	305
一般大豆	東京穀物商品取引所	207	207	699	931	906	1,138	0	0	314	221	314	221
とうもろこし	東京穀物商品取引所	1,354	1,310	3,511	2,933	4,865	4,243	212	314	1,282	2,676	1,494	2,990
アラビカコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	270	270	149	136	419	406	0	0	479	507	479	507
ロブスタコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO大豆	東京穀物商品取引所	2,537	2,473	6,800	6,623	9,337	9,096	217	50	3,738	689	3,955	739
大豆ミール	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガンリン	中部商品取引所	66	66	299	299	365	365	0	0	62	229	62	229
灯油	中部商品取引所	32	32	467	451	499	483	0	0	191	122	191	122
軽油	中部商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄スクラップ	中部商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		4,868	4,690	12,471	11,633	17,339	16,323	629	494	6,518	4,619	7,147	5,113

平成19年1月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の種類	加入商品取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物商品取引所	338	408	510	477	848	885	140	140	425	115	565	255
一般大豆	東京穀物商品取引所	260	260	1,250	1,090	1,510	1,350	0	0	335	82	335	82
とうもろこし	東京穀物商品取引所	1,303	1,256	5,944	5,865	7,247	7,121	411	466	1,421	2,736	1,832	3,202
アロピカコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	194	180	448	453	642	633	34	20	302	335	336	355
ロブスタコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO大豆	東京穀物商品取引所	3,011	3,178	11,886	11,540	14,897	14,718	27	27	4,250	855	4,277	882
大豆ミール	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガンリン	中部大阪商品取引所	100	100	288	266	388	366	11	11	31	176	42	187
灯油	中部大阪商品取引所	35	35	388	449	423	484	0	0	61	53	61	53
軽油	中部大阪商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄スクラップ	中部大阪商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		5,241	5,417	20,714	20,140	25,955	25,557	623	664	6,825	4,352	7,448	5,016

平成19年2月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の種類	加入商品取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物商品取引所	325	325	399	620	724	945	150	150	175	86	325	236
一般大豆	東京穀物商品取引所	131	130	413	355	544	485	3	2	364	53	367	55
とうもろこし	東京穀物商品取引所	1,269	1,364	4,146	4,294	5,415	5,658	274	424	1,238	2,701	1,512	3,125
アラビカコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	145	159	411	371	556	530	10	10	170	163	180	173
ロブスタコーヒー生豆	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO大豆	東京穀物商品取引所	2,755	2,575	4,859	6,247	7,614	8,822	267	87	2,761	754	3,028	841
大豆ミール	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガソリン	中部大阪商品取引所	124	124	265	107	389	231	0	0	133	120	133	120
灯油	中部大阪商品取引所	21	21	72	78	93	99	0	0	97	95	97	95
軽油	中部大阪商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄スクラップ	中部大阪商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		4,770	4,698	10,565	12,072	15,335	16,770	704	673	4,938	3,972	5,642	4,645

平成19年3月 月間売買高及び月末建玉数

上場商品の種類	加入商品取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
小豆	東京穀物商品取引所	220	220	205	296	425	516	0	0	95	97	95	97
一般大豆	東京穀物商品取引所	65	66	595	540	660	606	0	0	408	42	408	42
とうもろこし	東京穀物商品取引所	848	698	4,456	4,133	5,304	4,831	0	0	723	1,863	723	1,863
アロピカ コーヒー生豆	東京穀物商品取引所	103	103	249	348	352	451	0	0	59	151	59	151
ロブスタ コーヒー生豆	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Non-GMO 大豆	東京穀物商品取引所	1,191	1,371	4,123	5,342	5,314	6,713	0	0	1,635	847	1,635	847
大豆ミール	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガンリン	中部大阪商品取引所	175	175	120	188	295	363	0	0	25	80	25	80
灯油	中部大阪商品取引所	100	100	183	211	283	311	0	0	55	81	55	81
軽油	中部大阪商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		2,702	2,733	9,931	11,058	12,633	13,791	0	0	3,000	3,161	3,000	3,161